

東峰村の「小さな宝」認定品募集



東峰村の特産品をたくさんの人に親しんでもらいたい！
村内外に広く販売できる特産品を募集します。

制度概要

東峰村の豊かな自然で育まれた農林水産物を活用した特産品の開発や販売推進、販路拡大等の活動を支援するため、村内で生産された農林水産物や加工品を審査し、基準を満たすものを東峰村の「小さな宝」認定品とする制度です。

申請締切

令和5年
12月8日（金）書類必着

募集商品

- ①東峰村産の農林水産物
- ②①を使用した加工品



申請について

- ①裏面申請書に、記載の上内容を証明する書類を添付してください。
営業許可証、食品表示ラベル、材料仕入れ伝票
納品書、保管場所の写真等
- ②審査用現物の提供
申請品毎に、1点ご提供ください。

審査会の日程に合わせて提供日程をご案内します。

お問合せ先

838-1792
福岡県朝倉郡東峰村大字宝珠山6425番地
東峰村農林業振興協議会 事務局
（東峰村役場 農林建設課内）
電話：0946-72-2313 FAX:0946-72-2370

裏面
申請書

(様式第 1 号)

東峰村の「小さな宝」認定申請書（新規・変更）

令和 年 月 日

東峰村農林業振興協議会長 様

申請者 住 所
.....
電 話 — —
.....
氏 名
.....

東峰村の「小さな宝」認定審査規約第 3 条の規定に基づき、認定を受けたいので申請します。
認定申請を行うにあたり、次に掲載した事項は真実に相違ありません。
また、申請資格を有しないと判断された場合又は申請者としてふさわしくない行為があった場合は、申請を取り消されても、何ら異議を申し立てません。

1	農林水産物・加工品名	
2	原材料	
3	原材料の仕入先	
4	販売可能期間	
5	販売単価	
6	年間生産・製造・販売量	(販売開始 1 年未満は見込み)
7	現在の流通販売範囲	①村内 ②県内 ③他県 () ④その他 ()
8	主な販売場所	
9	品質の管理方法	
1 0	生産・加工施設の所在地	施設名 住 所 (電話 — —)
1 1	農林水産物・加工品の特長	